

業 務 概 要

令和8年6月

福岡県筑豊労働者支援事務所

筑豊の変遷

筑豊の名の由来は、筑前・豊前の旧二国にまたがる遠賀川流域の生活文化圏の呼称として使われてきた。地理上は、嘉飯桂、田川、直鞍の三地域を一括りで指しているが、下流域の中間・遠賀地域までを含めることもある。

この地域は朝鮮半島に近く、古代から大陸文化の影響を受け、貴重な文化遺跡や出土品が多く存在し、日本にいち早く稲作文化が渡来した地域で、稲作に由来する地名が多く、豊かな穀倉地帯であった。

明治に入り、政府の近代化・工業化政策の中で、筑豊の石炭が脚光を浴び、農業地域から日本のエネルギーを担う工業地域へと変貌を遂げることとなる。筑豊は、石炭により日本の近代化の原動力となった輝かしい栄光と、国のエネルギー政策の転換により衰退の歴史を辿ってきた。

石炭は、すでに15世紀ごろには地元の人々が家庭用燃料として使っていたが、鉱業として石炭産業が起こるのは明治20年(1887年)頃である。まず、地元資本である麻生、安川、伊藤などが採掘に乗り出し、明治34年(1901年)官営八幡製鉄所が操業を始める頃には財閥系の三井、古河、三菱、住友などが相次いで進出してきた。石炭輸送はもっぱら遠賀川の川ひらた（底の浅い木船で通称：五平太船と言われた）によっていたが、明治24年(1891年)に筑豊興業鉄道が若松～直方間に開通し、その後鉄道は筑豊各地に網の目のように広がっていった。出炭量は、昭和に入って飛躍的に増大し、昭和8年(1933年)には1,200万トン、昭和15年(1940年)には2,000万トン、昭和16年(1941年)の太平洋戦争突入によりさらに上昇し、昭和20年(1945年)には2,300万トンに達した。

この活況によって、労働者も県内や隣県だけでなく南九州や中国、四国など全国各地からも集まり、明治22年(1889年)～大正9年(1920年)の30年間に17万人から55万人へと3倍以上に増加した。戦後において出炭量は激減したものの、その後、鉄鋼・石炭重点の「傾斜生産方式」などで復興し、昭和23年(1948年)に1,000万トンを超えてから昭和37(1962年)年までに1,200万トン～1,400万トン前後を出炭し、日本一の座を保ち続けた。しかし、昭和34年(1959年)頃の「石炭」から「石油」への「エネルギー転換」政策によって、筑豊炭田は閉山に追い込まれ、1960年代には、炭鉱（通称「ヤマ」と呼ばれていた）は姿を消してしまう。

筑豊の基幹産業である炭鉱の相次ぐ閉山により、炭鉱失業者が阪神や中京などの各地へ新たな職を求めて多数流出したため、筑豊の人口は著しく減少した。また、炭鉱資本が撤退した後の筑豊には、高齢者人口の漸増のほか、失業と生活困窮、荒廃した炭鉱住宅、膨大な量のボタ山、窮迫した市町村財政などが残された。筑豊に留まった炭鉱失業者の生活は困窮を極め、その影響は、家庭貧困・崩壊による多くの未就学児の問題など子どもたちをも犠牲にした。このような悲惨な生活実態が公になったことで昭和34年(1959年)9月から翌年3月まで、「黒い羽根運動」による募金、衣類・食料品・学用品などの救援物資を送る運動が全国各地で展開された。

この後、政府は昭和36年(1961年)に「産炭地域振興臨時措置法」を施行し、県や産炭地市町村と協力して地域振興に努めてきた。筑豊では、鉱害復旧や道路・工業用水道などの基盤整備のほか、果樹、畜産などの農業振興計画が進められた。また、製造業を主軸とした工業団地を造成し、低利資金の融資や税の減免などの優遇により企業誘致が進められてきたが、「地対財特法」や「産炭諸法」等の失効後は、新たな厳しい局面に立たされた。筑豊にはかつての繁栄の面影がなく、雇用情勢から見ても福岡、北九州地区に比べ格差は続いており、地域の過疎化、高齢化の進行、未だ発生する人権・同和問題など、喫緊の多くの課題を抱えている。真の旧産炭地からの脱却と復興再生等、ハード・ソフトの両面からの施策遂行により雇用の促進と職業の安定、明るい人権のまちづくりが求められている。

福岡県としては国と連携しながら、従来から取り組んできた筑豊の産業振興や住民の生活環境の基盤整備をさらに推し進め、県央圏域としてふさわしい地理的、経済的役割を果たせるよう管内市町村と連携を図り、ダム建設による水資源確保や、筑豊地域の均衡ある発展と活力ある地域づくりのための道路整備を行い、福岡や北九州都市圏との交流が強化されてきた。また、新しい産業構造への転換のために自動車関連産業の集積や大学と連携した研究開発機能の強化が図られているところである。

目 次

I 概況

1 筑豊労働者支援事務所について	1
2 管内の概況	1
3 管内図	1
4 組織の沿革	2
5 組織体制	2

II 業務の概要

1 業務体系	3
2 労使紛争解決支援業務	
(1) 労働相談	4
(2) あっせん	6
(3) 労働情報の収集・提供	7
(4) 勤労者福祉	7
3 働き方改革関連業務	
(1) 働き方改革に関するセミナーの開催	8
(2) 「よかばい・かえるばい企業」（働き方改革実践企業）サポート事業	8
4 就業支援業務	
(1) 就職支援	9

I 概況

1 筑豊労働者支援事務所について

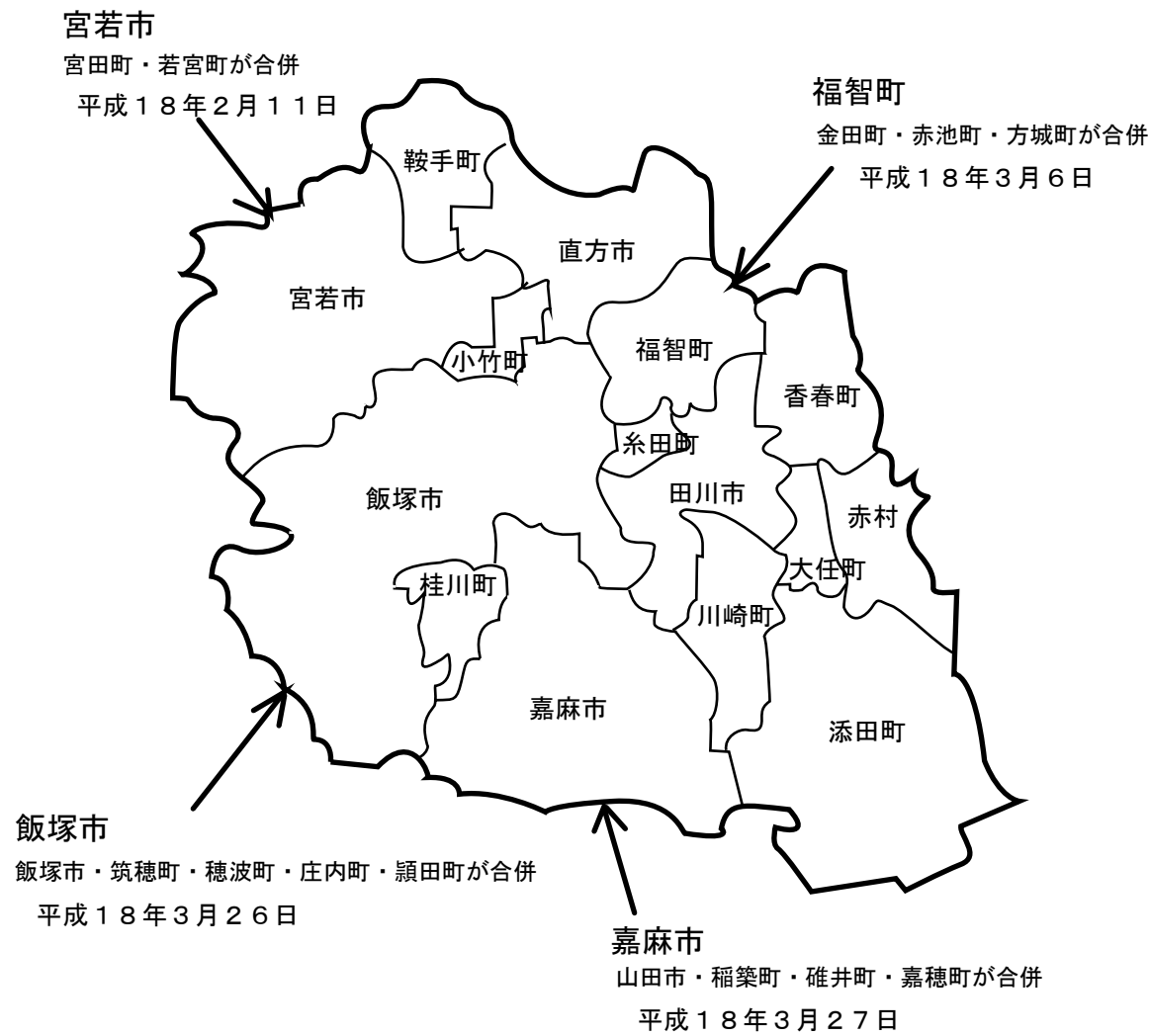
当事務所では、筑豊地区の中小企業等を対象として、労働者と使用者の健全で安定した労使関係形成の促進と労働者の福祉の向上、労務管理の改善等を目的とした事業を実施しています。

2 管内の概況

- ・5市9町1村
- ・総面積 984. 57km²(国土地理院:R8. 1. 1現在)
- ・人 口 374, 174人(県調査統計課:R7. 9. 1現在(推計))

嘉飯桂地区	飯塚市、嘉麻市、桂川町	166, 484人
直 鞍 地 区	直方市、宮若市、小竹町、鞍手町	99, 283人
田 川 地 区	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町	108, 407人

3 管内図



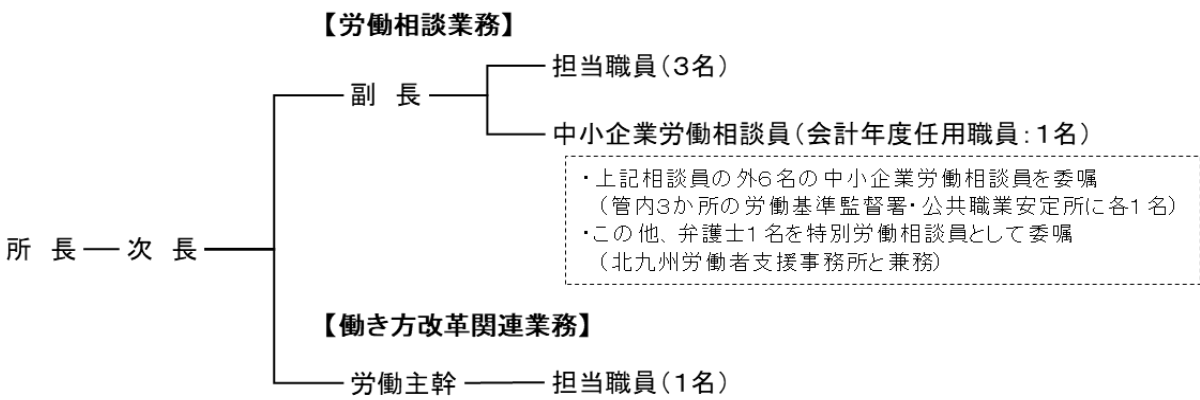
4 組織の沿革

- 昭和22年 4月 県内15か所に労政事務所を設置。筑豊地区は飯塚・直方・田川の3か所
- 昭和30年11月 県内8か所に統合。筑豊地区は3か所体制を継続
- 昭和57年 6月 労働福祉行政の充実・強化のため労政事務所を労働福祉事務所に名称変更し、
県内4か所に統合。筑豊地区は飯塚を本所(飯塚市吉原町)、直方(直方総合庁舎)
と田川(田川総合庁舎)を駐在に改組
- 平成12年 4月 直方駐在と田川駐在を廃止
- 平成14年 4月 女性就業援助センターを労働福祉事務所に統合し、女性の就業支援事業を実施
- 平成18年 4月 飯塚市吉原町から現在の県飯塚総合庁舎別館2階へ移転
- 平成21年 5月 労働相談機能の充実・強化とともに所内に「子育て女性就職支援センター」を併設
し、筑豊労働者支援事務所に名称変更
- 令和 2年 4月 県内4か所の「子育て女性就職支援センター」の運営を民間に全面委託
- 令和 6年 4月 「子育て女性就職支援センター」を「ママと女性の就業支援センター」に名称変更

《参考》労働者支援事務所設置等の法的根拠

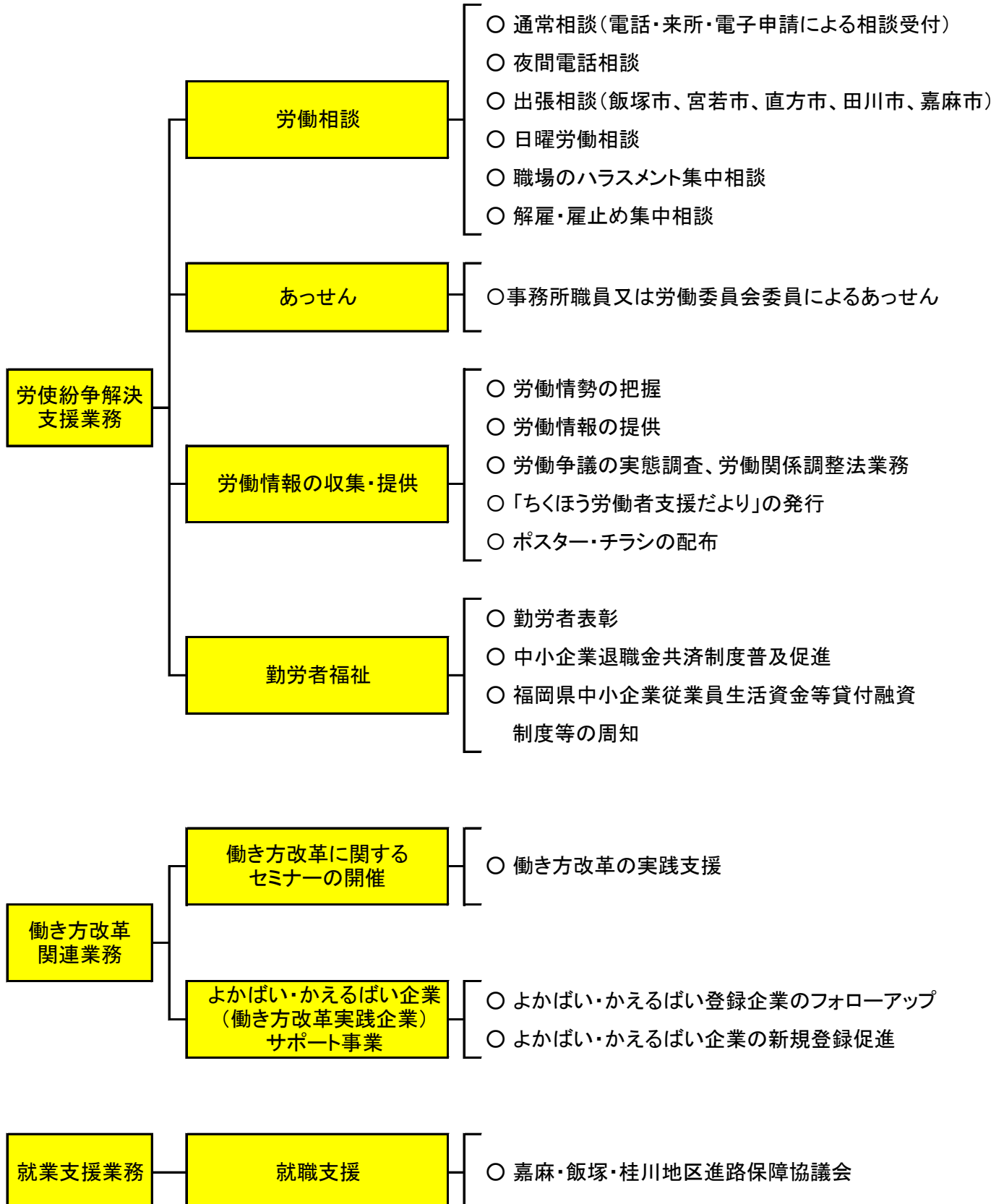
- ・地方自治法(昭和22年法律第67号)
附則第4条第2項(昭和31年法律第147号で本項追加)
都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、条例で、必要な地に労政事務所を置くことができる。
- ・福岡県労働者支援事務所設置条例(昭和31年福岡県条例第39号)
- ・福岡県行政組織規則(昭和34年福岡県規則第66号)第108条～第110条
- ・労働施策総合推進法(昭和41年法律第132号)
第5条(平成11年法律第87号で本条追加)
地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、労働に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。
- ・個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)
第20条第1項
地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対する情報の提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとする。

5 組織体制



Ⅱ 業務の概要

1 業務体系



2 労使紛争解決支援業務

(1) 労働相談

相談者（労働者及び使用者）が抱えている労働条件や解雇、職場の人間関係などの様々な問題について、労働関係法規等を根拠とした助言や情報提供を行っています。

また、相談者が自主的に解決できない場合、労使双方から事情をお聴きし、実情に即した歩み寄りを促す「あっせん」を行っています。

① 労働相談の実施（令和8年度）

事業名	期 日	時 間	会 場
通常相談 （来所・電話）	月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く）	8:30～17:15	筑豊労働者支援事務所
電子申請サービス による相談受付	24時間受付 回答は電話又はメールで行う		インターネットによる 相談受付 (筑豊労働者支援事務所) 
夜間電話相談	毎週水曜日 （祝日の場合は翌日）	17:15～20:00	筑豊労働者支援事務所 （県内4労働者支援事務所で輪番対応）
職場の悩み相談 （女性対象）	毎月第1水曜日 （要予約：前日12時まで）	10:00～12:00	飯塚市役所 402会議室
出張労働相談	毎月第2火曜日 （要予約：前日12時まで）	10:00～12:00	宮若市役所 会議室
	毎月第3火曜日 （要予約：前日12時まで）	13:00～16:00	直方市役所 810会議室
	毎月第4水曜日 （要予約：前日12時まで）	13:00～16:00	田川市役所 会議室
	随時予約受付	随時	嘉麻市
日曜労働相談会	令和8年6月21日（日） 令和8年11月15日（日）	10:00～18:00	筑豊労働者支援事務所
職場のハラスメント 集中相談会	令和8年9月15日（火） 令和8年9月16日（水）	9:00～20:00	
	令和9年2月16日（火） 令和9年2月17日（水）	9:00～20:00	
解雇・雇止め集中相談会	令和9年2月16日（火） 令和9年2月17日（水）	9:00～20:00	

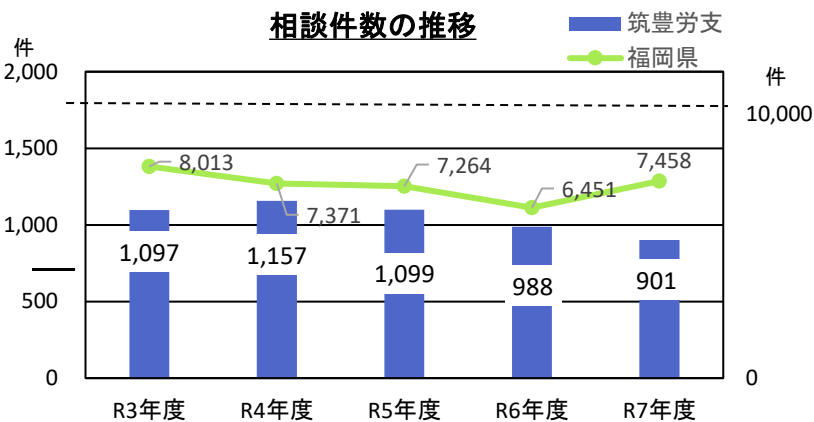
事業名	地区	開催日	時 間	会 場
労働のお悩み 出張相談会 （令和7年度） （管内3地区各2箇所 において実施） ※事前予約制	嘉飯桂地区	令和7年11月14日（金）	10:00～16:00	飯塚市役所本庁舎 4階 402会議室
		令和7年11月25日（火）		嘉麻市役所本庁舎 4階 4C会議室
	直鞍地区	令和7年11月18日（火）		直方市役所 8階 810会議室
		令和7年11月28日（金）		宮若市役所 2階 202会議室
	田川地区	令和7年11月7日（金）		大任町役場 2階 第2研修室
		令和7年11月12日（火）		田川市役所 4階 41会議室

② 労働相談の状況

ア 労働相談件数

令和7年度に筑豊労支で受けた労働相談の件数は901件で、前年度比9%減となっています。
また、県全体に占める割合は12.1%です。

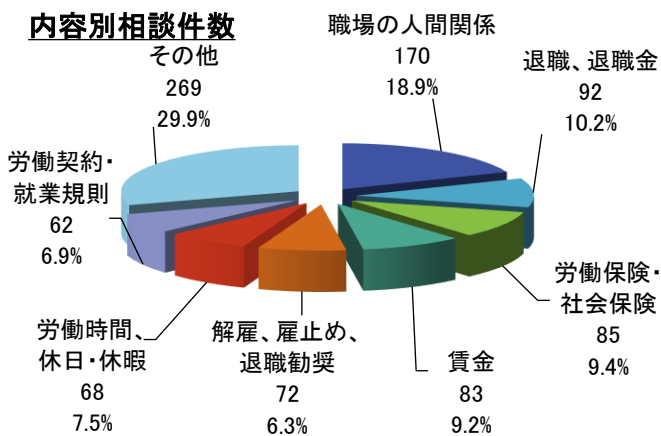
	(件)				
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
筑豊労支	1,097	1,157	1,099	988	901
(筑豊/県全体)	(13.7%)	(15.7%)	(15.1%)	(15.3%)	(12.1%)
福岡県	8,013	7,371	7,264	6,451	7,458



イ 内容別相談件数

令和7年度は、いじめやパワハラなどの「職場の人間関係」に関する相談が最も多く、次いで「退職、退職金」、「労働保険・社会保険」の順となっています。

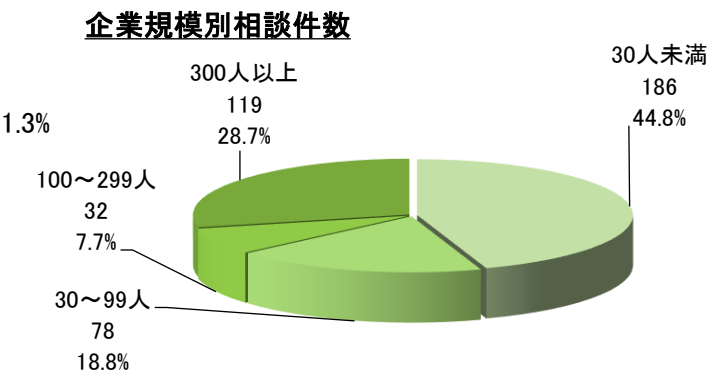
	(件)					
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R7比率
職場の人間関係	198	138	156	191	170	18.9%
退職、退職金	85	126	109	81	92	10.2%
労働保険・社会保険	92	77	68	51	85	9.4%
賃金	109	72	115	66	83	9.2%
解雇、雇止め、退職勧奨	127	56	115	72	72	7.9%
労働時間、休日・休暇	69	82	70	74	68	7.5%
労働契約・就業規則	44	39	47	76	62	6.9%
その他	373	567	419	377	269	29.9%
計	1,097	1,157	1,099	988	901	100.0%



ウ 企業規模別相談件数

令和7年度は、企業規模不明を除くと300人未満の企業等からの相談が71.3%となっており、うち30人未満の企業等からの相談が44.8%を占めています。

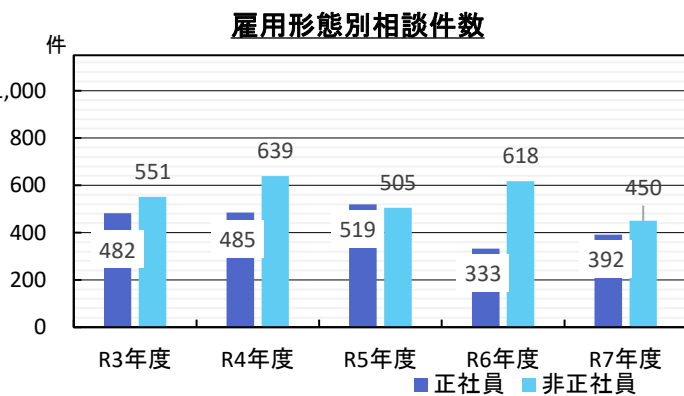
	(件)					
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R7比率
30人未満	232	252	359	238	186	44.8%
30～99人	69	44	63	65	78	18.8%
100～299人	39	37	66	33	32	7.7%
300人以上	20	41	71	62	119	28.7%
不明	737	783	540	590	486	
計	1,097	1,157	1,099	988	901	100%



エ 労使別(雇用形態別)相談件数

例年、労働者からの相談が圧倒的に多く、7年度は使用者からの相談は6.5%となっています。
雇用形態別では、過去5年間を見ると非正社員が若干多い傾向にあります。

	(件)					
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R7比率
労働者	1,033	1,124	1,024	951	842	93.5%
正社員	482	485	519	333	392	
(構成比)	(46.7%)	(43.1%)	(50.7%)	(35.0%)	(46.6%)	
非正社員	551	639	505	618	450	
(構成比)	(53.3%)	(56.9%)	(49.3%)	(65.0%)	(53.4%)	
使用者	64	33	75	37	59	6.5%
計	1,030	1,097	1,157	1,099	901	100%

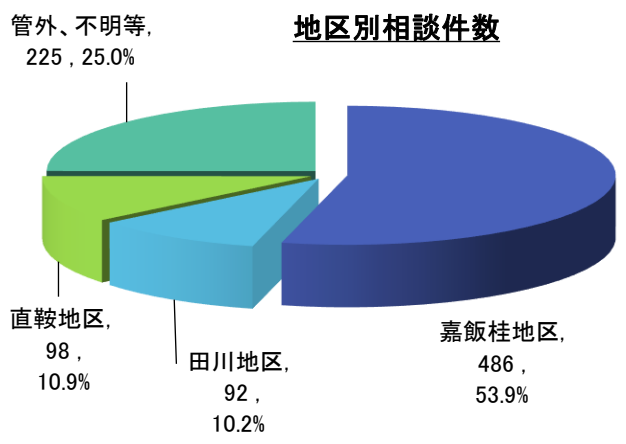


オ 地区別相談件数

地区別では、嘉飯桂地区が前年度比9%減、田川地区が前年度比19%減となっています。直鞍地区は前年度比78%増とR5年度並みとなり、管外・不明等が前年度比21%減となっています。

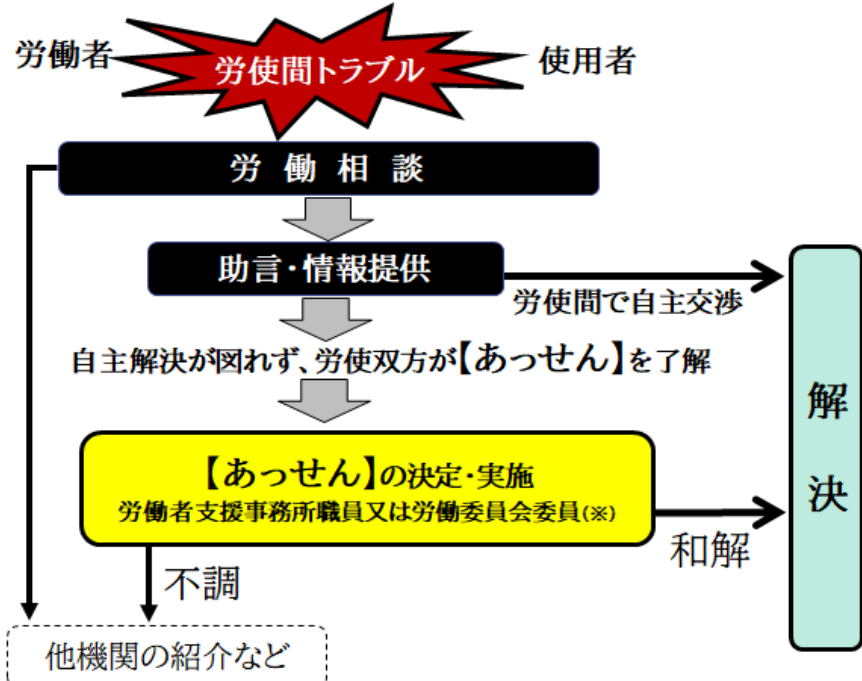
	(件)					(人)	
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R7比率	従業者数 (構成比)
嘉飯桂地区	715	744	604	533	486	53.9%	68,998 (41.4%)
田川地区	94	82	135	114	92	10.2%	41,769 (25.0%)
直鞍地区	103	111	99	55	98	10.9%	56,144 (33.6%)
管外、不明等	185	220	261	286	225	25.0%	
計	1,097	1,157	1,099	988	901	100%	166,911 (100%)

* 従業者数は経済センサス調査(R3年活動調査 R5.6.23確定版)による。



(2) あっせん

労働相談だけでは自主的な解決が図れない場合、労働者支援事務所が労使双方から事情をお聴きし、実情に即した歩み寄りを求める「あっせん」を行っています。



(※)労働問題に精通した労働者・使用者・学識経験者等の専門家で構成

◇「あっせん」件数 * ()内は解決件数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
筑豊労支	4 (1)	2 (1)	6 (3)	3 (2)	4 (4)
福岡県	12 (4)	14 (6)	14 (4)	14 (5)	13 (8)
筑豊/県全体	33.3%	14.3%	42.9%	21.4%	30.8%

筑豊労支 (相談内容)	R6年度				R7年度			
	解決	打切り	取り下げ		解決	打切り	取り下げ	
解雇					1	1		
賃金	1	1			1	1		
退職、退職金 休日・休暇								
その他	2	1	1		2	2		
計	3	2	1	0	4	4	0	0

(3)労働情報の収集・提供

① 労働情勢の把握

管内に所在する主要な労働組合の定期大会、総会、メーデーなどの取材により、労働組合の動向、労働情勢の把握に努めています。

◇管内の労働組合数、労働組合員数

	R6年度		R7年度		対前年比	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
直方市	33	4,752	32	4,673	△ 1	△ 79
飯塚市	50	6,753	51	6,751	1	△ 2
田川市	18	2,400	16	1,965	△ 2	△ 435
宮若市	6	9,434	6	9,475	0	41
嘉麻市	8	1,135	8	1,063	0	△ 72
鞍手郡(2町)	14	730	13	734	△ 1	4
嘉穂郡(1町)						
田川郡(6町1村)	13	1,163	13	1,126	0	△ 37
管内計	142	26,367	139	25,787	△ 3	△ 580

〈出典〉労働組合基礎調査(厚生労働省)

② 労働情報の提供

労働関係法、各種制度に関する冊子やパンフレット、「働く人のハンドブック」、労働者支援事務所の広報紙など、働く上で知っておきたい基礎知識や役立つ情報を労使双方に提供しています。

③ 「ちくほう労働者支援だより」の発行

労働相談業務及び働き方改革関連業務に関する情報や労働法関連法令等の改正などの情報を提供

【発行】年3回(6月、10月、1月) 各回1,500部

【配布先】部落解放同盟、企業、商工会議所、商工会、労働団体、行政機関 など

④ 労働争議の実態調査

管内の労働争議の発生状況(件数及びその内容)を調査し、労働行政の基礎資料としています。
また、労働関係調整法第37条による公益事業に係る労働組合の争議行為予告を受理しています。
なお、平成24年度以降、管内において公益事業に係る争議行為は発生していません。

(4)勤労者福祉

① 勤労者表彰事業

各事業所から、永年にわたり職務に精励し顕著な業績をあげ、他の模範となる勤労者の推薦を受け、「勤労者知事表彰」あるいは「勤労者知事感謝状」の授与を行い、勤労意欲の醸成を図っています。なお、知事表彰の対象は同一企業に30年以上勤続し50歳以上、知事感謝状の対象は同一企業に20年以上勤続し40歳以上の勤労者となっています。

◇管内の表彰者数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
勤労者知事表彰	6	5	5	5	5
勤労者知事感謝状	26	19	17	28	25

② 中小企業退職金共済制度の普及促進

会社独自では退職金制度を設けることが困難な中小企業のため、国が中小企業対策の一環として設けた退職金制度に関する資料の配付や当事務所広報紙への記事掲載などにより、制度の普及啓発に努めています。

③ 中小企業従業員への生活資金等融資制度の周知

中小企業で働く労働者や雇用保険受給中の求職者を対象とした各種融資制度の周知に努めています。

3 働き方改革関連業務

働き方改革は、若者・女性・高齢者など多様な人材が、その意欲と能力を発揮できる「魅力ある職場づくり」を目指す取組であり、企業・事業所にとって人材の確保・定着や業務効率化等にもつながるものです。

(1) 働き方改革に関するセミナーの開催

①令和7年度の実施結果

- ・多様な働き方を実現するための、法改正の最新情報や制度の導入・活用事例などを紹介するセミナーを前後期合わせて10回開催し、企業の働き方改革を支援

【テーマ】男女がともに活躍できる魅力ある職場とは 他 9テーマ

【開催時期】令和7年6月25日（水）から令和8年2月17日（火）

【参加実績】参加者数 合計 1,023人

②令和8年度の実施計画

- ・令和7年度に引き続き、多様な働き方を実現するための、法改正の最新情報や制度の導入・活用事例などを紹介するセミナーを前後期合わせて10回開催し、企業の働き方改革を支援

・前期

【テーマ】人手不足時代の採用と人材定着戦略 他 4テーマ

【開催時期】令和8年6月26日（金）から令和8年9月11日（金）

・後期 詳細未定

(2) 「よかばい・かえるばい企業」（働き方改革実践企業）サポート事業

- ・働き方を見直すための取組を宣言し、実行する「よかばい・かえるばい企業」に、支援メニュー情報を提供し、さらなる働き方改革の促進をサポート

【支援メニュー】県の施策、国の助成金 など

参加申込

取組実行 ※Webサイト上にて公開・取組をPR

結果報告・更新

- ・新規宣言（登録）企業・事業所の拡大を推進、令和7年度から商工会議所等の商工団体に協力依頼

【宣言企業数】・県全体 1,932社〔うち筑豊 373社〕（令和8年3月末現在）

※「よかばい・かえるばい企業とは」

県内の事業所が「よかばい（余暇倍）」として年次有給休暇取得促進や「かえるばい（帰る倍、働き方を変える）」として時間外労働を削減するなど、働き方を見直すための取組を宣言して実行する事業所。

県に登録した事業所は、福岡県の競争入札資格審査における地域貢献評価項目のうち、「雇用拡大」及び「働き方改革の推進」の2項目が加点対象となります。

【宣言の例】

- ・職場のコミュニケーションを深め、ハラスメントなどがない職場づくりを進めます。
- ・子育てや介護をしながら働きやすい職場環境の実現のため、日頃からお互いの仕事を把握しカバーし合える体制づくりを行います。
- ・業務の見直し等を行うことにより、時間外労働を削減し、ワーク・ライフ・バランスが取れた働き方を推進します。

4 就業支援業務

(1) 就職支援

① 嘉麻・飯塚・桂川地区進路保障協議会（地区進保協）

児童生徒の一人ひとりの基本的人権が尊重され、将来にわたって個性豊かな人間として、人間らしく生きる保障を進めることを目的とした協議会に参加し、次の事業に取り組んでいます。

事業内容
・進路を阻害する諸条件を排除する取組・学習を進めること ・関係諸団体との交流並びに情報交換 ・進路保障に必要な調査研究、情報資料の収集に関すること ・その他目的達成のための必要な事項に関すること

福岡県筑豊労働者支援事務所

〒820-0004 飯塚市新立岩 8 番 1 号

福岡県飯塚総合庁舎 別館 2 階

電 話 0 9 4 8 - 2 2 - 1 1 4 9

F A X 0 9 4 8 - 2 2 - 4 1 1 8